

○ 一般職の国家公務員の勤務時間制度（概要）

勤務形態	対象職員	概要		関連規定等
		休み	勤務時間	
通常の勤務	-	土曜日、日曜日及び祝日等の休日	<ul style="list-style-type: none"> ・1日7時間45分（週38時間45分） ・基本的に官庁の執務時間（8時30分から17時まで）に行政サービスを提供できるよう勤務時間を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（勤務時間法） ・人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇） ・官庁執務時間並休暇に関する件（大正11年閣令第6号）
時差通勤	交通混雑地域（東京都、さいたま市、横浜市等）にある官署に通勤する職員	土曜日、日曜日及び祝日等の休日	<ul style="list-style-type: none"> ・1日7時間45分（週38時間45分） ・大都市圏の通勤混雑緩和のため、出勤時間を段階的に設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間法 ・人事院規則15—14 ・時差通勤通学対策について（昭和40年交通対策本部決定）
早出遅出勤務	業務の必要性により通常とは異なる時間帯で勤務する職員 育児又は介護、修学等の事情により通常とは異なる時間帯で勤務することを希望する職員	土曜日、日曜日及び祝日等の休日	<ul style="list-style-type: none"> ・1日7時間45分（週38時間45分） ・業務上の必要、育児又は介護、修学等の事情に応じ早朝や夕方など通常の勤務とは異なる時間帯で勤務時間を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間法 ・人事院規則15—14 ・人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）
フレックスタイム制	申告を行った職員	土曜日、日曜日及び祝日等の休日	<ul style="list-style-type: none"> ・原則4週間で155時間（1週間当たり38時間45分） ・職員が希望する勤務時間数・時間帯を申告（※）し、その申告を考慮して勤務時間を設定 ※1日の最短勤務時間数や、勤務しなければならない時間帯（コアタイム）、勤務時間を設定できる時間帯（フレキシブルタイム）等の基準に従って申告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間法（第6条第3項等） ・人事院規則15—14（第3条等）
交替制勤務等	公務運営の事情により、土日の勤務や24時間のシフト体制での勤務が必要な官署に勤務する職員（刑務官、航空管制官、税関職員等）	原則として4週間に付き8日	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として4週間に付き1週間当たり38時間45分となるように弾力的に勤務時間を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間法（第7条等） ・人事院規則15—14（第5条等）
裁量勤務制	招へい型任期付研究員	土曜日、日曜日及び祝日等の休日	1日7時間45分、1週間38時間45分勤務したものとみなす	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律